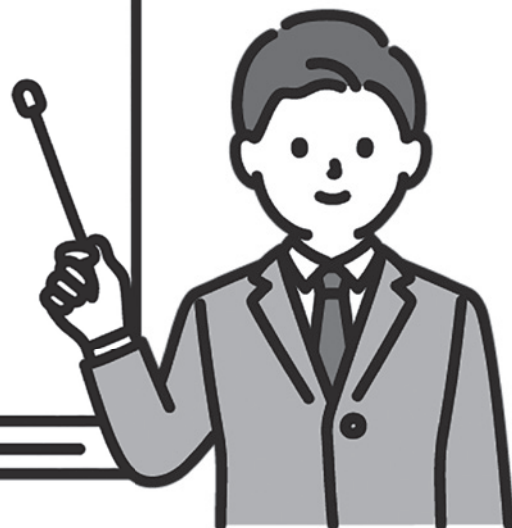


保険医療課からの お知らせ

☎ 保険医療課保険医療係（市役所 1階③・④番窓口 ☎82-3197）



医療費助成

— 医療費助成受給者証を
更新します —

市では、お子さんや心身に重い障がいのある方、ひとり親家庭の方などに医療費の助成を行っています。

現在お使いの受給者証の有効期限は、7月31日です。新しい受給者証は、前年の所得状況などを確認し、7月中に郵送する予定です。転入した方や単身赴任の方などは、所得を確認するための書類の提出が必要になることがあります。対象の方には文書で個別にお知らせします。

また、助成の対象になる方で受給者証をお持ちではない方は、随時申請を受け付けていますのでご連絡ください。どの助成制度にも所得制限がありますので、詳しくは担当にお問い合わせください。

医療費助成受給者証が 使えない場合があります

幼稚園・保育所・学校などでケガをした場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先適用になります。医療費助成の受給者証は使えませんのでご注意ください。

また、交通事故など第三者の行為によるケガなどで受給者証を使用する場合は、担当にご連絡ください。

— 医療費助成の対象・範囲・助成後の自己負担 —

制度区分	助成の対象	助成の範囲	区分	助成後の自己負担
子ども	就学前のお子さん	入院・通院	3歳未満	初診時一部負担金のみ ●医科580円 ●歯科510円 ●柔道整復270円 (子ども医療費助成は除く)
	市・道民税非課税世帯の小・中学生			
	市・道民税課税世帯の小学生	入院のみ (入院時に申請)		
重度心身障がい者	身体障害者手帳の交付を受け、障害等級が1級・2級か3級（内部障がいのみ）の方	入院・通院	3歳以上	1割負担 (月額上限あり)
	重度の知的障がいの方（療育手帳A判定） 精神障害者保健福祉手帳1級の方	通院のみ		
ひとり親家庭など	18歳に達する年度末までの児童（進学などのため、父か母に扶養されている場合は20歳まで）	入院・通院	市・道民税課税世帯	
	この児童を扶養している父か母	入院のみ		

国民健康保険

— 国民健康保険被保険者証
などを更新します —

保険証（被保険者証）

市で発行している国民健康保険被保険者証（保険証）には有効期限があり、毎年更新を行っています。今回は「令和3年8月1日から令和4年7月31日」が有効期間の保険証を交付します。

※令和4年7月31日までに75歳になる方は、有効期限が誕生日の前日になります

※短期被保険者証・被保険者資格証明書に該当する方は、別に更新の案内をします

交付方法

保険証は7月中旬ごろに簡易書留（受取時に捺印が必要）で郵送します。

不在のときは、配達員が不在通知書を置いていきますので、郵便局に連絡をすると再配達してくれます。

郵便局での保管はおおむね7日間です。それ以降は市の担当で保管し、ご連絡があれば再郵送します。

窓口での交付を希望する方は、本人確認できるものをお持ちください。代理人の受け取りを希望するときは、代理人の本人確認書類とはんごが必要です。

旧保険証の取り扱い

新しい保険証が届いても、7月31日までは現在お持ちの保険証を使いますので、期限満ちでは大切に所持し、8月1日以降にハサミで切るなどして、各自で処分してください。

保険証は身分証としても利用できる場合がありますので、紛失しないよう十分ご注意ください。

被保険者の異動の届け出

世帯主や家族の方に異動（転入・転出・ほかの健康保険への加入や離脱など）があったときは、必ず14日以内に届け出をしてください。

修学者の手続き

大学や専門学校などへ通うために他市町村へ住民票を異動する場合は、手続きが必要です。在学証明書か学生証と、保険証をお持ちになり、担当窓口にお越しください（卒業・就職時なども手続きが必要です）。



● 限度額適用認定証
● 限度額適用・標準負担額減額認定証

入院や高額な外来診療を受診するときに医療機関の窓口に表示する「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」には有効期限があります。現在発行している認定証の期限は7月31日です。8月以降も認定証が必要な方は、8月中に更新手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- 認定証が必要な方の保険証
- 過去1年間に91日以上入院していたときは、入院歴がわかる書類（領収書など）



後期高齢者医療

— 後期高齢者医療被保険者証

などを更新します—

保険証（被保険者証）

現在お使いの保険証（後期高齢者医療被保険者証）の有効期限は7月31日のため、8月以降は使用できません。

7月中に新しい「黄緑色」の保険証がお手元に届きますので、8月1日からお使いください。新しい保険証の有効期限は、令和4年7月31日です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和4年7月31日
交付年月日	令和3年7月1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合長1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和7年7月7日
資格取得年月日	昭和20年4月1日
発効期日	昭和20年4月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39012331 北海道後期高齢者医療広城連合 公印(朱)

保険証（黄緑色）

減額認定証・限度証

現在お使いの減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）や限度証（限度額適用認定証）の有効期限も7月31日ですので、8月以降は使用できません。

引き続き交付対象になる方には、7月中に新しい「橙色」の減額認定証や限度証が届きますので、8月1日からお使いください。有効期限は、保険証と同じく令和4年7月31日です。

新たに減額認定証や限度証が必要な方は、下記の交付条件にあてはまることを確認し、担当窓口で申請してください。

交付条件

減額認定証

区分Ⅰ

世帯全員が市・道民税非課税の方で、次のどちらかにあてはまる方

- 世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）
- 高齢福祉年金を受給している方

区分Ⅱ

世帯全員が市・道民税非課税の方で、区分Ⅰ以外の方

限度証

3割負担の方で、現役並みⅠか現役並みⅡのどちらかにあてはまる方

現役並みⅠ

市・道民税課税所得が380万円未満の被保険者と、その方と同一世帯の被保険者

現役並みⅡ

市・道民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者と、その方と同一世帯の被保険者

※現役並みⅢ（市・道民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯の被保険者）は申請の必要はありません

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	令和4年7月31日
交付年月日	令和3年8月1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合長1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和7年7月7日
発効期日	令和3年8月1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39012331 北海道後期高齢者医療広城連合 公印(朱)

限度証（橙色）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	令和4年7月31日
交付年月日	令和3年8月1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合長1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和7年7月7日
発効期日	令和3年8月1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院認定年月日	令和3年8月1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39012331 北海道後期高齢者医療広城連合 公印(朱)

減額認定証（橙色）